

はじめに

平素は、本市の介護保険業務におきまして、ご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、本市では、岡山市要介護認定調査委託契約に際し、要介護認定調査委託契約・請求の手引を作成しました。

委託契約関係書式の一式を綴じ込み、契約の手続きについて説明するほか、記入例を掲載、委託料請求事務に関してよくご質問いただく事項をQ & Aとしてまとめるなど、より実務的な内容になるよう努めましたので、ご活用ください。

今後とも適正な認定調査の実施を、よろしくお願いいたします。

平成29年4月

岡山市 介護保険課 管理係

2 要介護認定調査委託契約書関係書類の記入方法

契約に必要な書類

- ① 契約書（正副2通とも）
- ② 委任状（該当する事業所・施設のみ）
- ③ 要介護認定調査従事者名簿
- ④ 介護支援専門員登録証明書の写し(県交付の新コード通知書は不要です)
- ⑤ 事業所に勤務することを証するもの(事業所の身分証・職員証等)の写し
- ⑥ 委託業務責任者及び主任技術者届
- ⑦ 振込口座届出書
- ⑧ 岡山市個人情報保護条例に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書(正副2通とも)
- ⑨ 見積書

★ 昨年度から継続して契約する場合 ★

④⑤は、既に登録済の方は不要です。(詳しくはP4へ)

⑦は、今年度に指定口座番号、名義等を変更される場合のみ必要です。

2-1 記入方法

※契約書等書類の訂正は、二重線で消してその上から訂正印(契約書類に押す印と同じもの)を使用し、決して修正液等を使わないでください。修正液等で訂正された書類については再度記入し直していただくこととなります。

※すべてのものに 同じ印鑑をお使いください。(②の代理人印以外)

※記入例を P16より掲載していますので、参考にしてください。

1. 要介護認定調査委託契約書(正副2通とも)について (→記入例P16～)

受託者は、事業所・施設ではなく、法人格を有するその母体法人となります。

(あらかじめ印刷されている場合があります)

○1ページ目 1行目下線部分

母体法人の名称と事業所名または施設名を記入

(例) (法人名) ○○法人○○会

(事業所名) △△(または施設名 △△)

〇3ページ目 (乙)受託者部分

- *所在地 … 母体法人の所在地
- *名称 … 母体法人の名称(〇〇法人〇〇会)
- *代表者職氏名 … 理事長 ○ ○ ○ ○ (印)
事業所の代表者ではなく、法人の代表者を記入してください。
- *事業所又は施設名 … 事業所名 △△(または施設名△△)

2. 委任状について (記入例→P20)

該当事業所・施設のみ(全事業所・施設が必要な書類ではありません)

- ・毎月の報告・請求・受領を受託者ではなく代理人が行う場合は委任状を必ず提出してください。
(例えば、受託者印が遠隔地の本部内にあり、毎月の処理に支障がある場合など)
- ・書式は、こちらの手引(P26)をコピーしてお使いください。
- ・右上の日付は、契約年月日と同じ日にしてください。
- ・受託者欄は、契約書の受託者欄と同様の記入・押印をしてください。
- ・委任事項は、①調査実績の報告・委託料の請求 ②委託料の受領 の2点です。
- ・昨年度契約で委任状を提出された事業所・施設も、必ず再度ご提出ください。

3. 要介護認定調査従事者名簿について

次の各項目を記入・押印してください。(あらかじめ印刷してある場合もあります。)

受託者欄

受託者で記入・押印してください。(ア～ウ)

- ア)母体法人所在地、名称
- イ)母体法人代表者 職・氏名
- ウ)法人代表者印を押印
- エ)事業所・施設の電話番号、FAX番号
- オ)担当者(名簿の内容等についての質問にお答えいただける方を記入)

従事者氏名欄

*今回登録されない方が、あらかじめ印刷されている場合は、二重線で抹消・受託者印(契約書と同じもの)で訂正してください。

- ア)番号
- イ)従事者氏名・生年月日
- ウ)介護支援専門員登録証明書番号(介護支援専門員登録証明書に記載の番号です)

★ ご注意ください ★

- ・実際に本市の認定調査に従事する方のみ 記入してください。
- ・岡山市介護認定審査会委員に就任していただいている方は、認定調査従事者との兼務ができません。
- ・認定調査に従事できる資格要件については、この手引きP7「3-1. 認定調査に従事できる方について」に、詳しく記載しています。
- ・退職、異動した認定調査従事者が使っていた調査員番号は、欠番としてください。
- ・提出前に必ず控えをとっておいてください。(提出後は市から返送しません)

4. 介護支援専門員登録証明書の写しについて

- ①昨年度から、引き続き従事する方(=あらかじめ名簿に印刷されている方)の場合
あらかじめ要介護認定調査従事者名簿に、氏名・生年月日等が印刷されている方は、既に登録済ですので、不要です。
- ②今年度から新たに従事する場合
要介護認定調査従事者名簿に新たに記載する方は、介護支援専門員登録証明書または介護支援専門員証の写しを、提出してください。

5. 事業所に勤務することを証するもの(事業所の身分証・職員証等)の写しについて

- ①昨年度から引き続き従事する方(=あらかじめ名簿に印刷されている方)の場合
あらかじめ要介護認定調査従事者名簿に、氏名・生年月日等が印刷されている方は、既に登録済ですので、不要です。
- ②今年度から新たに従事する場合
要介護認定調査従事者名簿に新たに記載する方は、事業所に勤務することを証するものとして、下記のいずれかの写しを、提出してください。
 - i. 事業所の身分証明書または職員証等(事業所印のあるもの)
 - ii. 事業所印のない身分証明書または職員証等の写しには、「原本証明」と記入した上で、朱肉(赤)の事業所印を押印してください。

押印する印は法人代表者印でも可です。

上記 i、ii のいずれもない場合は、介護保険課までご連絡ください。

6. 委託業務責任者及び主任技術者届について(記入例→P21)

委託業務責任者及び主任技術者を、定めてください。なお、両方を兼ねることもできます。

受託者欄

契約書と同じ受託者で 記入・押印してください。(ア～エ)

ア)母体法人所在地、名称

イ)母体法人代表者 職・氏名

ウ)法人代表者印を、押印

エ)事業所・施設名

* 書式右上の日付は、契約年月日、又は、変更した年月日を記入のこと

委託業務責任者

・住所欄には、居宅介護支援事業所又は介護保険施設の所在地を記入してください。

受託者の所在地ではありません。

・氏名欄には、この委託業務全般を、管理・調整する責任者を記入してください。

具体的には、認定調査に関することで、認定調査対象者や岡山市との窓口になったり、日々の認定調査業務の担当を決めたりする責任者です。(例:管理者・施設長・事務長など)

主任技術者

主任技術者は、認定調査従事者名簿に記載されている方の中から選任してください。なお、委託業務責任者が、認定調査従事者に含まれる場合、主任技術者を兼任することができます。

主任技術者とは、調査員の中での連絡・調整や調査の技術上の管理・指導を行う方です。

7. 岡山市個人情報保護条例に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書(正副2通とも)について(記入例→P18・19)

①次の各項目を記入・押印してください。(あらかじめ印刷してある場合もあります)

- ・表面1行目 要介護認定調査委託契約書の受託者である母体法人名を記入してください。
- ・表面2行目 実際に調査を行う指定居宅介護支援事業所名又は介護保険施設名を記入してください。

(記入例)

(法人名)社会福祉法人〇〇会

(事業所名)岡山〇〇指定居宅介護支援事業所

・(第2条)

個人情報受託管理責任者 1名の 職・氏名を記入してください。
責任者とは、事業所等において、第2条3項の業務を担当する方とします。

(記入例)

職 名	氏 名
管理者	岡 山 ○ ○

・裏面(受託者乙)

要介護認定調査委託契約書と 同じ受託者で記入・押印してください。

(記入例)

- * 所在地 …… 母体法人の所在地
- * 名 称 …… 母体法人の名称(○○法人○○会)
- * 代表者職氏名 …… 理事長 ○○○○ 印
事業所の代表者ではなく、法人の代表者を記入してください。
- * 事業所名 …… 事業所名△△(または施設名△△)

②(第6条)により

認定調査票を提出する際、岡山市が送付した要介護認定調査依頼書もあわせて返却してください。
なお対象者死亡・認定申請取下げ等により調査を実施しなかった場合も同様に返却してください。

8. 振込口座届出書について(記入例→P23)

★昨年度から、引き続き契約する場合★

指定振込口座番号・名義などに変更が生じた場合のみ、この手引(P29)をコピーしてお使いください。

★今年度から、新たに契約する場合★

必ず提出してください。なお、全ての項目に記入・押印してください。

3 要介護認定調査従事者について

★認定調査に従事することができる方の資格要件については、次のとおり指定します★

3-1 認定調査に従事できる方について

①岡山県の場合

・平成15年3月31日までに、岡山県で介護支援専門員として登録を受けた方は、実務研修受講者を対象とした追加研修を受講された方(実務研修受講年度のみ受講可)

・平成15年4月1日以降に **新たに岡山県で、介護支援専門員として登録を受けた方は、次の研修のいずれかを受講された方**

ア) **岡山県**が主催する**要介護認定調査員新規研修**

イ) **岡山市**が主催する**要介護認定調査員新規研修** (平成21年度から本市においても主催)

理由:平成15年度に、介護支援専門員実務研修事業実施要項が改正され、実務研修を終了しただけでは、新規研修と同等の研修の確保ができないため

②岡山県以外の場合

・各都道府県によって名称などは異なりますが、基本的に介護支援専門員実務研修受講中、又はその後、都道府県が主催する認定調査のための研修があります。その研修を受講した方が認定調査に従事することができます。

不明な点は、岡山市介護保険課にお問い合わせください。

★調査従事者に変更があった場合は、次のとおり処理・手続きをお願いします。★

3-2 調査従事者が増員した場合

また、その場合の調査員番号の取り扱い

下記のものをご提出ください。

①要介護認定調査従事者変更届(記入例→P22・様式→P28)

受託者欄は、契約書と同じ受託者で記入・押印してください。

②介護支援専門員登録証明書または介護支援専門員証の写し

③事業所に勤務することを証するもの(事業所の身分証・職員証等)の写し(P4参照)

⇒従事者登録が完了しましたら、岡山市から新たな要介護認定調査従事者名簿を送付いたします。

なお、変更届に記入した順に貴事業所・施設の要介護認定調査従事者名簿の控えに追加記入し、その番号を調査員番号としてください。

◎退職、異動した認定調査従事者が使っていた調査員番号は、欠番としてください。

3-3 調査従事者が減員した場合 また、その場合の調査員番号の取り扱い

下記のを提出してください。

- ①要介護認定調査従事者変更届(記入例→P22・様式→P28)

受託者欄は、契約書と同じ受託者で記入・押印してください。

※減員対象者は、貴事業所・施設の要介護認定調査従事者名簿の控えから抹消し、その調査員番号は、欠番としてください。ただし、当該対象者を再度登録する場合は、その欠番となった元の調査員番号を使用してください。

3-4 調査従事者の氏名などが変更した場合 また、その場合の調査員番号の取り扱い

- ① 岡山県長寿社会課に、介護支援専門員名簿登録事項訂正・登録証明書等の必要書類を提出してください。(岡山県外の介護支援専門員名簿に登録している方は、該当の都道府県でご相談ください。)

- ② 1ヶ月以内に岡山県知事より新しい介護支援専門員登録証が発行されます。

- ③ 岡山市へ次のものを提出してください。

・要介護認定調査従事者変更届(記入例→P22・様式→P28)

受託者欄は、契約書と同じ受託者で記入・押印してください。

・新しい介護支援専門員登録証または介護支援専門員証の写し

なお、調査員番号は引き続きそのまま使用してください。

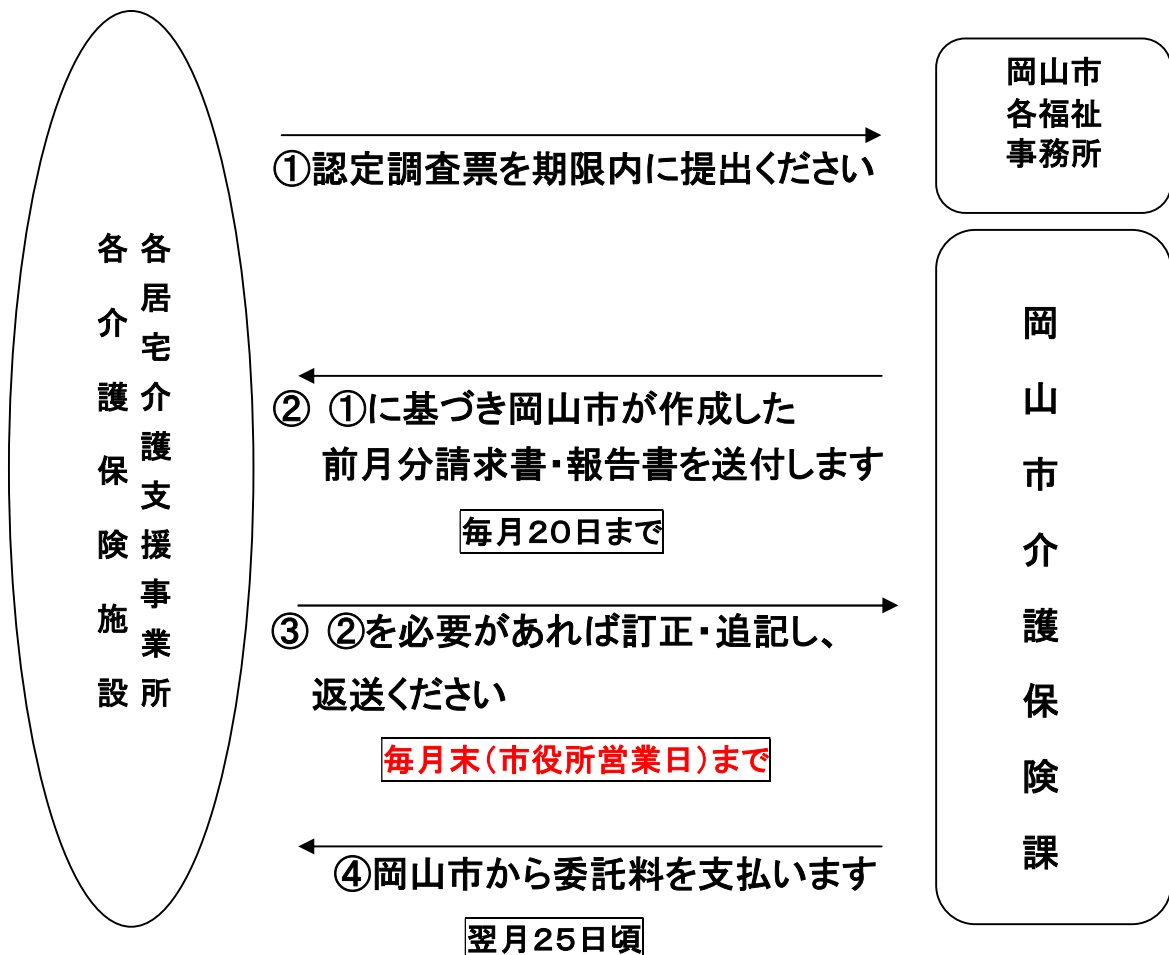
(例)調査員番号1の Aさんと、調査員番号2 の Bさんが所属する事業所において
Aさんが退職し、代わりに Cさんが加わる場合 → Cさんの調査員番号は、3です。
調査員番号1は欠番です。

4 委託料請求事務について

★要介護認定調査委託料請求、報告書の提出方法を、下記のとおり指定します★

記

4-1 概要



- (例)
- ① 4月に調査したものについては
 - ② 5月20日までに4月分の内容をまとめて様式を送付します
 - ③ 5月31日までに岡山市介護保険課へ返送ください
 - ④ 6月25日までに委託料を支払います

4-2 詳細

① 認定調査票を期限内に提出

訪問調査依頼書に記載された、岡山市各福祉事務所に直接提出してください。

② ①に基づき岡山市が作成した前月調査分請求書・報告書を各事業所(施設)あてに送付

③ 岡山市 介護保険課 管理係へ、請求書・報告書を返送 (市役所営業日の月末必着)

- ・送付した報告書・請求書の原本を返送してください。
- ・訂正は受託者印 (委任状を提出されている場合は代理人印)を必ず使用してください。修正液・修正テープ・砂消し等での訂正、及び消せる(ボール)ペンの使用は不可です。

* 岡山市が送付した報告書・請求書原本の記載内容を確認し、必要があれば訂正・追記してください。

* 対象は、当該月の1日から31日調査分です。(認定調査票提出日ではありません。)

◎報告書

・当該月の1日から31日に調査を実施したもので、翌月10日頃までに各福祉事務所に提出された認定調査票の内容が、印字されています。

ア) 調査対象者に漏れがある場合

報告書に欄が余っているときは、続けて記入してください。余白がない場合は、この手引の報告書の様式(P32)をコピーしてお使いください。

イ) 調査対象者に重複、または、調査していない者がいる場合

二重線で抹消し、受託者印(委任状を提出されている場合は代理人印)で訂正してください。

ウ)調査日が間違っている場合

二重線で抹消し、受託者印(委任状を提出されている場合は代理人印)で訂正してください。

エ)在宅・施設区分が、間違っている場合

委託料請求の基準と異なっていましたら、二重線で抹消し、受託者印(委任状を提出されている場合は代理人印)で、訂正してください。委託料請求の区分については、「5 委託料請求の区分について(P12)」に、詳しく記載しています。

・担当者欄を記入してください。

主に、報告請求事務を担当している方を記入してください。委託料請求に関して問い合わせさせていただくことがあります。

・調査従事者欄(氏名・調査員証明書番号)を記入してください。

調査員証明書No.とは、要介護認定調査従事者名簿の左の番号です。介護支援専門員証明書の番号とは異なります。

・調査時間を記入してください。

要介護認定調査に従事した時間を記入してください。

・受託者欄を確認し、契約書と同じ受託者印(委任状を提出されている場合は代理人印)を押印してください。

◎請求書

・件数と金額を記入してください。

・受託者欄を確認し、契約書と同じ受託者印(委任状を提出されている場合は代理人印)を押印してください。

④ 適正な報告書・請求書を受領後、各事業者へ委託料を口座振込

5 委託料請求の区分について

要介護認定調査委託契約書第7条第3項の委託料の区分について、下記のとおり指定します。

記

5-1 在宅・施設の基準

調査対象者の調査場所によります

- ・在宅分 : 下の施設分以外
- ・施設分 : 調査対象者が、介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設
・介護療養型医療施設)に入所しており、そこで調査した場合

*ただし、下記の場合は、在宅分とします。

- ① 介護保険施設の職員が、母体法人が異なる介護保険施設入所者の調査をした場合
- ② 居宅介護支援事業所の職員が、母体法人が異なる介護保険施設の入所者を調査した場合

6 Q&A

6-1 委託契約について

	Q	A
1	受託者に変更があったとき (法人名、事業所名、所在地、代表者職氏名等)	変更届出書(手引P30)を提出してください。
2	受託者印又は委任状使用印に変更があったとき	変更届出書(手引P30)を提出してください。
3	振込口座を変更したとき (名義変更を含む)	振込口座届出書(手引P29)を速やかに提出してください。なお、全ての項目を記入押印してください。
4	事業所等が、統合・休止・廃止されたとき	速やかに介護保険課へご連絡ください。
5	調査従事者が増・減員、氏名変更したとき (その場合の調査員番号の取り扱い)	要介護認定調査従事者について(手引P7,8)を参照してください。
6	委託業務責任者及び主任技術者が変更したとき	委託業務責任者及び主任技術者届(手引P27)を提出してください。 記入方法などは、契約時と同じですので、(手引P5)を参照してください。 なお、変更の場合も全ての項目を記入してください。
7	各書式の右上にある事業者番号とは	認定調査票OCRの調査員欄に記入するゼロから始まる8桁の番号のことです。

6 Q&A

6-2 認定調査報告・委託料請求について

	Q	A
1	<p>訪問調査票に正しく記入したのに、岡山市から送付される報告書の記載が誤っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象者に漏れがある ・調査日が誤っている等 	<p>申し訳ありませんが、そちらで加筆修正のうえ、報告書原本を正しい状態で、岡山市に返送してください。</p> <p>***** *****原因として考えられるのは、***** OCRの機械読みとりがうまくいっていないうえ、エラーチェックに該当しなかった可能性があります。なお、数字の3と8など、読み取り違いやすいものがあります。</p> <p>①調査員番号を読み取り違くと、他事業者・施設調査分と認識され、本来の事業者・施設の報告書に記載されません。②調査日を読み取り違くと、当該月報告書に記載されません。又は、誤った調査日が記載されます。</p>
2	<p>前月調査をしたにもかかわらず、当月20日までに、請求書・報告書が届かない。</p>	<p>当月10日まで(必着)に、各福祉事務所へ訪問調査票OCRは提出されましたか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当月10日までに提出した場合 ②当月10日～20日の間に提出された場合 ③まだ、手元にある場合 <p>①②③のどれに当てはまるか確認のうえ、介護保険課まで、ご連絡ください。</p>
3	<p>調査日翌月10日をすぎて訪問調査票OCRを担当福祉事務所に提出したときの、報告書における調査対象者の取り扱い。</p>	<p>必ず当月分の報告書原本に追加して記載してください。なお、岡山市が送付する翌月分報告書に繰り越して記載されることはありません。</p>

4	当該月の報告・請求事務終了後、報告・請求漏れがあることが分かった。	介護保険課へご相談ください。なお、お支払いできない場合がありますので、予めご了承ください。
5	調査日翌月末の報告書・請求書提出期限に、提出が間に合わなかった。	介護保険課へご相談ください。なお、お支払いできない場合がありますので、予めご了承ください。
6	認定調査終了後から認定調査票(OCR用)提出までの間に、被保険者が死亡・市外転出・申請取り下げを行った。	担当福祉事務所へご相談ください。
7	各書式の右上にある事業者番号とは	認定調査票OCRの調査員欄に記入するゼロから始まる8桁の番号のことです。

7 記入例

★記入例を掲載しますので、参考にしてください★

7-1 契約書

1ページ目

要介護認定調査委託契約書

岡山市（以下「甲」という。）と （法人名） 社会福祉法人MOMO
（事業所名） MOMO居宅介護支援事業所

（以下「乙」という。）とは、仕様書の業務について、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（委託内容）

第1条 甲は、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第2項の規定に基づく同法第28条第5項及び第30条第2項の規定による調査（以下「要介護認定調査」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（実施方法）

第2条 甲は、乙に対し、調査対象者を通知する。

2 乙は当該調査対象者に対し、要介護認定調査を実施し、その結果を甲の定める期日までに甲に報告する。

（受託者の義務）

第3条 乙は、介護支援専門員に要介護認定調査を行わせるものとする。

2 乙は、受託業務の開始に際しては、予め要介護認定調査に従事する者に係る名簿及び資格等を有する証明書の写しを甲に提出するものとする。

3 乙は、要介護認定調査に従事する者について、その研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めるものとする。

4 乙は、要介護認定調査に従事する者に対し、以下の任務を遂行させる義務を甲に対して負うものとする。

（1）対象者への訪問を行うとともに、要介護認定調査を適正に実施する。

（2）調査終了後速やかに甲に前号の調査結果を報告する。

（3）対象者への訪問を行うときは、甲の発行する要介護認定訪問調査依頼書及び乙の発行する身分証または職員証等を携帯し、調査対象者又はその家族に提示する。

5 乙は次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、甲による要介護認定調査依頼を拒否してはならない。

（1）乙の現員からは調査に応じきれない場合。

（2）在宅区分の調査対象者の居住地が、乙の通常の事業の実施地域外である場合。

3ページ目



指定する。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に受託業務の実施状況の報告を求めることができる。
(立ち入り調査)

第18条 甲は、受託業務について、乙の事業所に対し、立ち入り調査し、必要な報告を求め、委託業務の実施について必要な指示を乙に与えることができる。
(契約の解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設の指定を取り消されたとき。

(2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、指定介護老人福祉施設の人員設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準、又は指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準に違反し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。

(3) 不正な調査を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(疑義の解決)

第20条 本契約に定める事項その他要介護認定調査の業務上の必要な事項について疑義が生じた場合には、甲、乙協議して解決するものとする。

(委託期間)

第21条 本契約の有効期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

(その他)

第22条

本契約書に定めのない事項等については、甲、乙協議のうえ、別途定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

(甲) 委託者 所在地 岡山市北区大供一丁目1番1号
名称 岡山市
代表者職氏名 岡山市長 大森 雅夫

(乙) 受託者 所在地 岡山市北区鹿田町二丁目2番2号
名称 社会福祉法人 MOMO
代表者職氏名 理事長 岡山 桃太郎
(事業所・施設名)

MOMO居宅介護支援事業所

理事長印

事業所の代表者ではなく、法人の代表者を記入してください。

7-2 岡山市個人情報保護条例に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書

表面 岡山市個人情報保護条例に基づく個人情報の取扱委託に関する覚書

岡山市（以下「甲」という。）と（法人名） 社会福祉法人MOMO
（事業所名） MOMO居宅介護支援事業所

（以下「乙」という。）は、平成29年4月1日付けで締結した要介護認定調査業務委託契約（以下「本契約」という。）に基づいて取扱う、市の保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を適正に管理し、もって市民の基本的な人権を擁護するため、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（受託者の責務）

第1条 乙及び本契約に基づく業務に従事する者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、保有個人情報に関して条例第18条に定める「受託者の責務」を負う。
2 乙は、保有個人情報の適正管理について最大限の注意を払い、漏洩及び毀棄等の事故を防止するための対策を講じなければならない。

（責任者の指定）

第2条 乙は、保有個人情報を適切に管理するため、個人情報受託管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。
2 責任者は次に掲げる者とする。

職 名	氏 名
管理者	岡山 うら子

3 責任者は、保有個人情報が適正に取扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

個人情報受託管理責任者を1名定め、記入してください。

（研修・教育の実施）

第3条 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、保有個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を実施しなければならない。

（個人情報の守秘義務）

第4条 乙及び乙の従事者は、保有個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。

●
●
●
●
●
●
●

裏面

●
●
●
●
●
●
●

(その他)

第14条 この覚書について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。

平成29年4月1日

委託者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

受託者 乙 岡山市北区鹿田町二丁目2番2号
名称 社会福祉法人 MOMO
代表者職氏名 理事長 岡山 桃太郎
(事業所・施設名)
MOMO居宅介護支援事業所

契約書と同じ内容を記入してください。

契約書と同じ印を押印してください

理事長印

7-3 委任状

これまで提出している事業所・施設も
今年度も再度提出してください。

平成 29 年度要介護認定調査委託契約用
(事業者番号 居・施 00009999)

委 任 状

平成 29 年 4 月 1 日

岡 山 市 長 様

(代 理 人)

契約書と同じ日付にしてください

住 所 岡山市北区表町三丁目3番3号

社会福祉法人 MOMO

名 称 MOMO居宅介護支援事業所

職・氏 名 管理者 岡山 うら子

〔 使用印鑑 (管理
者印) 〕

上記のものを代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

要介護認定調査業務委託の実施に伴う実績の報告、
委託料の請求及び受領に関する一切の権限。

(受 託 者)

住 所 岡山市北区鹿田町二丁目2番2号

名 称 社会福祉法人 MOMO

代表者職氏名 理事長 岡山 桃太郎
(事業所・施設名)

MOMO居宅介護支援事業所

理事
長印

契約書と同じ内容を記
入・押印してください。

7-4 委託業務責任者及び主任技術者届

平成29年度 要介護認定調査委託契約用
(事業者番号 居・施 00009999)

委託業務責任者及び主任技術者届

平成29年 4月 1日

岡山市長様

契約書と同じ内容を記入・押印をしてください

契約書と同じ内容を記入・押印してください。	(受託者)	
	所在地	岡山市北区鹿田町二丁目2番2号
	名称	社会福祉法人 MOMO 理事長印
	代表者職氏名	理事長 岡山 桃太郎
	(事業所・施設名	MOMO居宅介護支援事業所)

下記のとおり委託業務責任者及び主任技術者を定めましたからお届けします。

記

1 委託業務名 平成29年度要介護認定調査委託契約業務

居宅介護支援事業所または介護保険施設の所在地を記入してください。

2 委託業務責任者 住所 岡山市北区表町三丁目3番3号
氏名 岡山 うら子

この委託契約全般を管理調整する責任者を記入してください。

【平成29年 4月 1日から平成30年3月31日】

認定調査従事者の中から選任委託業務責任者と兼務できます。

3 主任技術者 氏名 岡山 好子

【平成29年 4月 1日から平成30年3月31日】

7-5 要介護認定調査従事者変更届

要介護認定調査従事者変更届

契約書と同じ内容を記入してください。(事業者番号 居・施 00)

契約書と同じ印を押印してください。

岡山市長様 平成29年5月31日 提出	受託者	所在地 岡山市北区鹿田町二丁目2番2号	担当者氏名 岡山 さくら
		名称 社会福祉法人 MOMO	TEL 086-900-9000
	代表者職氏名 理事長 岡山桃太郎 (事業所・施設名 MOMO居宅介護支援事業所)	理事 長印	FAX 086-900-9001

要介護認定調査従事者に、変更がありましたので、次のように届け出ます。

番号	従事者氏名	生年月日	介護支援専門員 登録証明書番号	異動区分 (該当にマル)	異動年月日	認定調査新規 研修受講 年月
2	岡山 好太郎	S45年10月1日	第33080111号	追加・変更 削除		平成 年 月
3	岡山 好子	S50年1月1日	第34080999号	追加 変更・削除	平成29年 6月10日	平成 28年11月
		年 月 日	第 号	追加・変更・削除		平成 年 月
		年 月				平成 年 月
		年 月				平成 年 月
		年 月 日	第 号	追加・変更・削除		平成 年 月

削除された調査員の番号は、欠番としてください。

追加者を記載する場合は、岡山県または岡山市(他県であれば都道府県等)が主催した認定調査員新規研修を受講された年月をお書きください。

↑番号欄には、契約時の要介護認定調査従事者名簿の該当者番号を記入してください。



- ・従事者に異動があった場合は、要介護認定調査委託契約・請求の手引きに従い速やかに届け出てください。
- ・追加者を記載する場合は、介護支援専門員登録証または介護支援専門員証の写しを添付してください。
- ・追加者を記載する場合は、事業所に勤務することを証するもの(事業所の身分証・職員証等)の写しを添付してください。

(提出先) 〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 岡山市介護保険課 管理係
TEL 086-803-1240 FAX 086-803-1869

7-6 振込口座届出書

(事業者番号 **居**・施 00009999)

振込口座届出書

		届出年月日 29 年 4 月 1 日	
母体法人の 名称	社会福祉法人MOMO		
事業所名 又は 施設名	MOMO居宅介護支援事業所		契約書と同じ印を押印して ください。
代表者 職氏名	職名	理事長	契約書使用印 
	代表者名	岡山 桃太郎	
代理人 職氏名 (委任状提出の 場合のみ)	職名	管理者	委任状使用印 
	代理人名	岡山 桃子	
母体法人の 住所	〒700-8544 岡山市北区鹿田町二丁目2番2号		電話 (086) 800 - 8000
事業所 又は 施設の住所	〒700-8546 岡山市北区表町三丁目3番3号		電話 (086) 900 - 9000 fax (086) 900 - 9001
申請者 振込 口座	銀行・金庫 岡山市役所 組合・農協 岡山支 店	普通 当座	口座 番号 123456
	フリガナ(必ずつけてください)	シャカイクシホウジン モモ リジチョウ オカヤマモモタロウ	
	社会福祉法人MOMO	理事長	岡山桃太郎

委託料の受領を委任している場合のみ

記入上の注意

- ・太線枠内にボールペンで記入してください。
- ・訂正する場合は、二重線で消した上に使用印を押印してください。修正液、捨印での訂正及び消せる（ボール）ペンの使用はできません。
- ・通帳名義はできるだけ申請者名義のものにしてください。
- ・印鑑は銀行届出印ではなく契約書及び委任状に押印したものを押してください。
- ・届出書は、コピー・ファックスではお受けできません。

7-7 契約内容変更届出書

届出事項に変更があった場合に提出してください。

(事業者番号) **居**・施 00009999)

変更届出書

岡山市長様

要介護認定調査委託契約書及び委任状等の内容に変更がありましたので、以下のとおり届出いたします。

※理事長が変更となった場合の例

	変更前	変更後	変更年月日
法人所在地			
法人名称			
代表者職氏名	理事長 岡山 桃太郎	理事長 岡山 二郎	H29.6.1
事業所・施設所在地			↑ 変更した日を記入
事業所・施設名称			
代理人職氏名			
契約書 もしくは 委任状の 届出印			

◎変更する箇所のみご記入ください。

変更後の内容を記入してください。

平成29年6月1日

この書類を提出する日
(変更日以降にしてください)

受託者 所在地 岡山市北区鹿田町二丁目2番2号
 名称 社会福祉法人 MOMO
 代表者職氏名 理事長 岡山 二郎
 (事業所・施設名 MOMO居宅介護支援事業所)

理事
長印

8 要介護認定調査委託契約関係書式

○必要な場合は、以下の書式をコピーしてお使いください。

○各書式の右肩にある(事業者番号 居・施0000__ __ __ __)の欄は必ず記入してください。指定居宅介護支援事業所は、「居」に、介護保険施設は、「施」に、マルをつけてください。

※この場合の事業者番号とは、

認定調査票OCRの調査員欄の番号に記入するゼロから始まる8桁の番号です。

○各委託契約関係書類の提出先

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

岡山市 介護保険課 管理係

TEL 086-803-1240